

滞納発生通知書

- *賃料支払約定日の属する月の翌月10日までにご通知ください。(11日以降免責)
 *訴訟手続き中であっても、滞納報告の提出をお願い致します。(滞納残高の確認が必要な為)
 *債務履行は退去後となります。

1.ご契約者様情報 ※枠内1~3までの内容で10日までに確認が取れない部分がある場合、保証対象外となることがありますのでご注意ください。			
フリガナ			
契約者名			
物件住所	〒		
物件名称			号室
2.滞納詳細			
賃料支払約定日	日	賃料	円
月額賃料	円	共益費	円
当月滞納賃料	滞納 年 月分	ヒーツ	円
		駐車料	円
2ヶ月以上滞納 詳細	滞納 年 月分	円	更新料
	滞納 年 月分	円	その他
	滞納 年 月分	円	合計
合計滞納額	滞納月 ~ 月分	滞納賃料等合計	円
3.ご通知者様情報			
<input type="checkbox"/> 管理会社 <input type="checkbox"/> オーナー (どちらかに チェック)	社名	担当者名	
	住所 〒		
	TEL - -	FAX - -	

入金報告 (ご入金は速やかにご通知ください。)

入金日	金額	滞納月
月 日	円	月分
月 日	円	月分

確認印を押印してご返送いたします。

弊社使用欄

●貸主様と弊社で締結しております保証基本契約書に基づき以下の手続きをお願い致します。

A.保証履行請求と今後の手続きのお願い

- 毎月10日迄に賃料等滞納を弊社宛に滞納発生通知書の書面をご通知ください。
- 賃借人からご入金ある場合には速やかに弊社までご連絡ください。
- 賃料等滞納が2ヶ月になり弊社より依頼があった場合には、管理会社から当該賃借人に対して内容証明文書による督促状を発送してください。
- 上記の内容証明文書を発送した場合、その旨を弊社にご通知ください。
- 通知発送後入金がない場合は弊社が認める弁護士による解除の通知発送・貸室明渡し訴訟提起を行ないますのでご協力をお願い致します。

B.免責と失効

- Aの①・③の滞納通知を怠った場合には滞納があった日から通知を受ける日までの期間は保証履行が免責となります。
- Aの⑤の訴訟に協力せず訴訟提起ができなかった場合には協力しない期間は保証履行が免責となります。
- 賃借人が更新保証委託料を支払わない場合には当該個別保証に関わる保証基本契約書は失効します。



株式会社 レジデンシャルサービス

〒541-0053 大阪市中央区本町1丁目8番12号

TEL:06-6262-8472 FAX:06-6262-1432

(営業時間 9:00~17:30 土日祝を除く)